

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、本議会の一般質問を行います。

今回、4点お聞きしたいと思いますが、順次お聞きします。

まず、最初に、高齢者対策といいますか、住民の日常の暮らしの中で特に江差、高齢化率3割超えて、本当に日々暮らすのに大変だという声が聞かれております。執行方針にもありますが、国の介護保険制度の改正といいますか、私共でいうと改悪、特に要支援の1、2の方々の色々なサポート、サービスが大きく制度改正になったということがあります。町長の執行方針では、江差町ではこの制度改正、来年の4月から実施する、その上で江差町としては今年度、新年度、準備を進めて参りたいということで、町長の執行方針にあります。私はその上で、質問したいと思いますが、この点で4つお聞きします。

まず一つは、新年度で、先程言いました要支援1、2の関係、それだけではなく、それに関わる色々な制度設計があります。その準備、町長の執行方針にもありますが、地域で役割を担う生活支援コーディネーター、要はもしかしたら町内会で頑張っている人たちに、その地域の役割を介護保険のこの要支援1、2のサービスで色々役割を担ってくれというのがこのコーディネーターなのですが、それも含めて、色々な準備をしなければなりません。兎にも角にも、もしかしたら今まで介護保険事業者がやっていた仕事を地域のNPOなど、今まで介護保険の予防事業などに関わっていなかった、そういう団体も担わなければならない、これがこの新年度の1年間なのですが。どうのように、これから担うかもしれない民間の団体、NPOなどの説明をしようとしているのか、お聞きしたいと思います。既に、町村によっては年次が違いまして、この3月にこの新総合事業を実施する、隣の上ノ国、それから同じく厚沢部、今金、奥尻もそうでしたか、この3月から総合事業を実施します。色々聞きましたら、結構苦勞しております。そういう意味では、色々ありますが、一年間といいますか、一年間ないかもしれませんが、じっくり私は江差町としては、町長はじめ担当課頑張ってもらいたいと思いますが、まずはどういう風に始めるのかお聞きしたいと思います。これが一つ。

それから、二つ目ですが、これは少し専門的な部分になっちゃって恐縮なのですが、担

当課でいえばもう十分にこの点検討されていると思いますが。

これまで、要介護の1から5、そして要支援の1、2も含めて、ちょっと体が大変だ。日常生活が大変だという時に、役場の窓口介護申請をする場合に、あなたは介護度が1だとか、あなたは要支援の1だとか、その認定のために専門的な手続きに入りました。ところが、新しい総合事業では、その専門的な要介護の申請の認定の段階の前に、チェックリストといって簡単ないわば振り分けをすることで、場合によって、あなたは従来の要支援1、2ですよとか、あなたはもしかしたら介護申請が必要じゃないでしょうかとか、事前の振り分けが行われます。それもしか、国の方針では、その大事なチェックリスト、担当者は専門の方でなくてもいいと、いう風になっております。まずは、まだ来年の4月ですけれども、当然早い段階でその点を検討されると思います。そのチェックリスト、きちっと専門の職の方が行うということ、さらにはそもそも今でも介護保険のことよく分からない、とにかく自分の体が大変、自分の家族の方が、体が大変なので、何か知らんけれど、介護保険のサービスを受けたい。あまり、介護保険の制度が分からなくても、まずはしっかりと介護認定の申請出来たのが、事前に振り分けされてしまうかもしれない。そういう意味ではしっかりと、国の制度がありますので、100パーセント無視する訳にはいかないにしても、しっかりと本人の意思確認、どういうサービスを受けたいのか、何が困っているのか、どういう生活援助がしてほしいのか、ということをしてしっかりと本人の意思確認をした上で、次の手続きにいくと。もちろん、軽い場合には軽い方の流れということもあるかもしれませんが。そこら辺しっかりとやっていく必要があると思いますがその点について、お聞きしたいと思います。

それから、三つ目。これも国の通達といいますか、ガイドライン。国のガイドライン、本当にこれ担当者大変だと、私もとてもでないけど全部読んでおりません。あのガイドラインこんなにありますね。これはあくまでもガイドラインですが、しかし、国は事実上これはもう法律のかのごとく、これ守らなかつたら色々お金も来ないという面もあります。このガイドラインの中では、要支援、今までの要支援など、介護予防受けていた方がある程度、自分の体、機能が一定程度回復した、一定程度その方の状況が落ち着いた、だから次の段階にいく、次の段階。国の言葉でいくと、次のステップという言い方しています。つまり、場合によっては、もう専門の介護予防、受けなくてもいいということなのです。そういう言葉では端的に書いていませんが。次のステップ、卒業という言い方で、今各地域で全国的にはもう起きております。予防サービスを卒業した、もう受けられない、しかし、予防を受けるということは介護予防を受けるということは、そのサービスをしっかりと引き続き続けることによって、自分の体が、健康が維持もできる、持続もできる、そして場合によっては向上もする、そのことによって高齢者が寝たきりにもならない。そのサービスを継続することによって、自分の体、健康を守れる、それがある程度回復したからもうそれでサービス終わり、というのが今、国の方針なのです。マネジメントもそれをやんなさいってことになっているのですね。私はこれ大変なことだと思います。

改めてお聞きしますが、必要なサービスはきちっと受けられる。継続して利用できる。あくまでもこれガイドライン、地域の実情に応じてやんなさいってということも書いております。そういう意味では、江差町としてはガイドラインにはありますが、しっかりと必要なサービスは継続して受けられるのだ、そういう方向で新年度準備を進めて頂きたいと思っております。その点について、お聞きしたい。

で、大きい一番目の最後の質問に入ります。実は、このガイドラインに色々なこと書いてありますが、先程ちょっと言った予防事業、これが大きく変わるのですけれども。単に総合事業、要支援1、2の方がそういう総合事業に移るということ、そしてその受け皿として今まで、言われていました包括、地域包括支援センター。江差町は今役場に地域包括支援センターが今の皆さん方が担っております。その健康推進課が担っているその地域包括支援センターの仕事が新年度といたしますか、江差町でいうと、来年の4月以降、色々な仕事はやらなければなりません。今まで任意だった仕事も含めて、これをやりなさい、担当の方、担当課ご存知だと思いますが。新たな仕事が国からどんどん出てきております。で、その点、今の健康推進課といたしますか、地域包括支援センターの体制で本当に大丈夫なのかなど。それも見据えて、準備をしていかなければ大変なことになるのではないかなというのは、ちょっと思いました。それで、四つ目として、必要な体制を図るということをお聞きしたいと思います。

以上の四点、教えて頂きたいと思っております。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員から、平成29年4月から実施される新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に関するご質問でございます。

平成29年4月から、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護につきましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、実施していくこととなりますので、平成28年度は取り進めていかなければならない具体的な事項につきまして、スケジュール表を作成し、進捗管理をしながら、スムーズな移行ができるよう準備をして参ります。

一点目のNPOやサービス事業所等への説明に関しましては、体制整備や既存事業の移行等についての内部協議を行ってからを予定しておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

二点目の平成29年4月以降の相談体制について、でございますが、小野寺議員おっしゃるとおり、介護サービス等の相談に来られた方につきましては、自立支援に向けたサービス利用について、チェックリストを用いて相談をして参ります。対応に関しましては、必ずしも専門職が対応できるとは限りませんので、対応マニュアル・フローチャートを作

成し、窓口対応した職員が誰でも同じように対応できるような体制を構築して参ります。

三点目、四点目であります新総合事業利用に当たりましては、その方に合った、その方らしい自立した生活を送ることができる自立支援の考え方に則った目標設定をし、そのために必要なサービス等を利用者と一緒に考えていくこととなります。そのためには、多様なサービス等で支えていけるよう、生活支援・介護予防サービス体制の構築が重要であります。

平成28年度は、新たに生活支援コーディネーター1名を地域包括支援センターに配置し、町民ニーズや地域資源・人材等の把握をし、生活支援体制の整備、江差町にあった支え合いの仕組みづくりを構築、推進し、江差町が目指す姿を町民と一緒に考え、地域包括ケアシステムの構築を推進して参ります。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの一番、最後の方、もしかしますと、三と四併せて何かあの聞いたような気がします。

生活支援コーディネーターを江差町に1人配置して、それが私の四番目の質問、今年、新年度といいますか、年度でいうと来年、再来年、28年度が今年ですから、29年度ですか。その時点で、総合事業が始まる29年の時点で、色々な準備も含めて、地域包括の仕事が大変になるんじゃないかってそれに対する答弁がもしかしたら町長の執行方針にもある生活支援コーディネーターの配置1名という答弁。だとすれば、ちょっとごめんなさい、お聞きしますよ。もうね、あと課長ですよ。あのあまり詳しいこと言うつもりなかったのですが。新しい部分でいうと、いわゆる在宅医療介護連携推進事業、それから生活支援体制整備事業そして認知症総合支援事業、これが3つ増えますね、包括で増えますね。これは生活支援コーディネーターとは関係ない話しですね。あの、生活支援体制整備事業の中には、ごめんなさい専門的な言葉で、これには生活支援コーディネーターを配置するという事になっておりますが。一番大変なのは認知症の総合支援事業。で、これは江差町の場合は、平成30年4月ですね。これは一番、最後、最後の実施。この認知症の総合支援事業ちょっと言うつもりなかったのですけれども、これは多分高齢者の対策で、もちろん総合事業のあの今までの要望の部分もありますが、その中でもやはり認知症の対策って大変だったと思うのですが、改めて国の方では地域包括の仕事の中にこの認知症に方々、チームを作って認知症が、方がいた、いる場合、どういう家庭が苦勞されているか、

どういう医療、介護のサービスを受けたらいいか、その支援策を地域包括支援センターでやりなさいというのがこの認知症総合支援事業。江差町は平成30年の4月から実施ということになっておりますが。こういう仕事、あとこれ以上言いません。あの在宅医療介護連携推進事業、これは去年の4月から実施しておりますが。いずれにしても、地域包括の仕事、あの大変なことになるのではないのかと私思うのですがちょっとそこら辺、課長教えてください。今の体制の中で、新たな増える仕事がどういう風になっていくのか。ちょっと教えてもらいたいなど。まだ。

それと、これは今言うつもりなかったのですが。言う準備していたことがあります。あの色々な事業者の説明、これから制度設計して準備進める。それにしても遅かれ早かれ、今年の5月か6月か7月かどっかで説明をしますよね。まさか、ずっと来年の3月直前になってやるってことは考えられないのですが。もう少し課長、いつ頃考えていらっしゃるのか、教えて頂きたいのですよ。今、この介護保険の事業でどの程度のことやろうとしているのか全く見えません。私も関係者に聞きましたけど、全く分からない。

で、ちょっと課長お聞きします。今の時点で宜しいです。国で考えているのは、だいたい現在の介護保険事業者がやっている現行の訪問にしても通所でもいいのですが、現行の事業所、やっているものと同じ、相当、相当って言い方、国ではしていますね。その部分と、もう一つは地域、ボランティアだとか、専門職のない、専門職のない普通の労働者、もしかしたら高齢者になるかもしれませんが。雇用労働の人がそのヘルプサービスだとか、デイサービスをやるような形、国の説明では訪問型サービスAって言っているのですね。ですからこれは専門のところではもう受けられない形。それからボランティア主体が訪問型サービスB。こういうように、ある程度、国の方では形を作っていて、それに大体何人位かかってということも含めて、やってくるのですが。今どういう調査されていらっしゃるのでしょうか。あの現行の今、要支援の1、2のヘルプサービス、デイサービスを受けている方は、ずっとそこで受けられるとは限らない。国の方では、現在のサービスの利用の継続が必要なケースは現在の事業所でやってもいいと。ですから、もうさっき言ったある程度軽くなったから、地元のボランティア、町内会、専門のヘルパーさんではなくて、短期で雇った方も含めて、全く専門の無い方も含めて、サービスを受けなさいと。そういうところに、回される可能性がある。単価が下げられてそうせざるを得なくなってくる。そういう点について、どういう見込で今やっているのか。それを事業所に説明しなければならぬと思うのですよ。その点、今言ったことをどういう風に考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

まず一点目の新たに増える事業の関係でございます。

今小野寺議員、最初に質問されたのは、現在でいう地域支援事業の中なの介護予防事業の部分が新しい総合事業に移っていくというところで、それ以外に地域支援事業の中では任意事業と包括的支援事業があります。現在あの、先程小野寺議員から説明がありました、お話がありましたのは包括的支援事業の中の新しい事業というところで、まず在宅医療介護連携推進に関しましては、あの関係機関との勉強会等を取り進めておりまして、その中であのもう既にあの実際に行っているというような話になっているところでございます。認知症施策に関しましては、確かに難しいところがたくさんあります。進めていく上には難しいところがありまして、国の方では初期支援集中、初期集中支援チーム、まああの認知症じゃないかっていう方のところに専門職が訪問に行って、その中であの医者さんも含めてこの方の対応どうしていかうかっていう風な話し合いをして対応していくっていうようなものもあるのですが、実際にそれに対応できるスタッフをどのように考えて、今後考えていくのかっていうのは、あの今現在のところは未だ具体的には進んではおりません。ただ、江差町にはキャラバンメイトさんと言いまして、認知症の方の推進をしているサポーターさんを養成できるキャラバンメイトの資格を持った方たちもおりまして、27年度はキャラバンメイトの方たちのあの会合というか、集まりをしまして、その中で認知症の方を理解して頂こうという活動をあの進めております。27年度、新しくは学校の方に、出向いて行って、学童保育やあの水堀、北小の学校の方に出向いて、子どもたちに認知症の体験、認知症というか高齢者の大変さの体験と、認知症の絵本等をこう読み聞かせて、高齢者全般に対する理解というところを進めておりまして、そういうあの実際に今ある組織というか、力を借りながらちょっと取り進めていきたいかなという風に考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

介護予防、総合支援事業の具体的なところということなのですが、今現在、要支援の認定を受けている方は120名程いらっしゃいます。そのうち、サービスを利用されている方は88名位で、おおよそその半分が訪問介護、ヘルパーさんのサービスやデイサービスを使っているという状況になっております。ヘルパーさんのサービスに関しましては、内容も多岐にわたりますが、あのもしかしたら中身とすると、ヘルパーさん、専門職が行うサービスが必要な方もいらっしゃるかもしれません。そのあたりも、現在サービスを使われている方、これから申請する方も相談に来られる方も含めて、改めてチェックリストを使いながらあの実際のその方がその方らしい自立した生活をしていくために、本来必要なサービスというものとはどんなものなのかということ。あと、実際にあてがったサービスではないのかということ、も含めながら進めていきたいかなという風に現在のところは考えております。

説明に関しましては、まずあの内部の中で少し検討を、具体的にどういう風な形、類型が、どの種類のものが必要なのかということも少し検討した上での説明ということになると

思うので、その辺も併せてご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

いずれにしても、あの私も一概に全部が同じようにずっと今までの要支援1、2のいわば介護予防の全部そのまま受ければいい、ということを言っている訳ではないのです。もちろん今、課長おっしゃったとおり、場合によっては地域に移行する方も出てくるかもしれません。問題は、国は残念なのですが、あの課長ご存知のとおり、来年もしかしたら要介護の1、2が保険からこのデイとかヘルプが外されるということが、今あの検討されているのですが。要は、国は、保険から外して、そして市町村に対するお金は削って、だから町村は幾ら色々な説明付けるかもしれませんが、事実上は今まで受けていたサービスが受けられなくなるかもしれない、というところにきていて、もう先行しているところはもうそれ出ているのです。ご存知かと思いますが。先行して実施したところは残念ながら卒業という名前で、本当は受けたいだけけれども受けられない。それで、改めてお聞きします。これ以上はこの点についてはちょっと押し問答になっちゃうと思いますので、しっかりと地域の声を聞くということ、やってほしいのですよ。それで、課長、お聞きしますが、この第六期あの今のですね、この中にはこの計画についてきちっと、何て言うのですかね、評価とか点検。頁でいうと68頁にこの江差町の今、この中にも総合事業、地域支援事業全般のことも含めて、この方法のことでやるということをおっしゃったあの大方はこれに書いてあるのですが。この計画の進行管理、点検といいますか、評価といいますか。この作った、作った時の委員会の部分で改めてあのやっていますと、評価していきますと。これをね、是非、やっているのなら、やっているのを教えて欲しいのです、今これがどんな風になっているのか。それで必要なサービスはしっかりと受けられるのだということも含めてあの地域の声をしっかりと聞きながら、地域のボランティアだとか、それはあくまでも補完的なもの。国はそっちの方メインにしようと思っているのですよ。専門的なものはもうだんだんやらなくなって、地域、町内会だとかそういうところにやってもらうということは、国は考えているのですが。江差町は、国はあくまでもガイドラインなので、あくまでも必要な介護予防、今でいう介護予防、しっかりと受けられるんだと、受けるんだということをおの色々な検証してほしいと思うんですよね。この件にちょっと書いてあることも含めてお聞きしたいなと思います。

それから、ちょっとこの問題で、やばいな。それ、以上にします。

(議長)

小野寺さん、質問してください。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

計画書の中にあります評価、進行管理、評価ということでございます。計画策定委員をあの評価委員の、推進していくということで、あの計画、27年度ちょっと計画していたのですが、あのちょっとそこには着手できないでいたことがあります。

ただ、28年度は六期計画の折り返しの年度になりますし、もう既に七期計画を見据えて取り進めていかなければならないところになりますので、28年度早い段階には六期計画の1年目の評価等を報告する会を開きたいかと思っております。以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。議長、議長、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、ちょっと時間無いので、はい、二問目に移ります。

あのバスの待合所について、お聞きしました。あの資料出して頂きました。大変詳しい資料頂きまして、あの担当課大変ありがとうございます。

あの江差町にバス停があの私も今回質問するために色々調査したつもりなのですが、改めて分かりました。新しいことも分かりました。江差町にはバス停が42箇所あると。そして、そのうち、いわゆるあの待合所若しくは屋根付きだけだとか、も含めて32箇所あると。何も無い、ただの停留所といいますか、ポールの案内板書いてある、それが18箇所。そしていわゆる待合所、屋根付きだけでも含めて32箇所のうち町で作ったのが19箇所。国で作ったのが6箇所。ちょっと私の計算が間違ったら担当の方で言って頂きたいのですが、ということが、私初めて分かりました。多分、資料としても初めてだったのかなと思います。

それを前提にお聞きします。

特に、冬場さらには夏でも豪雨、大雨等見ると本当にバス停で待っている方、バスで降りた方、見ると本当に切ないです。それは、町長も担当課長も多分見ていらっしゃると思います。先程の数字、江差町では、18箇所が何も無い。待っている人、降りる人はもう雨の中、雪の中で大変な状況になるのですが。一般の方も当然ですが、もっと大変なのは高齢者、障害者。そういう点で、日常生活においては、買い物する、病院に行く、車の無い人、本当にバスが自分にとってはその命になりますけれども、私はこの問題、残念ながら事業者がやれない、だとすると、色々な自治体で、私も見てきました。教えてもらいました。自治体がもしくはバス事業者と色々な連携取りながら、バスの待合所を設置しているというのがあります。江差、残り18箇所もしくは既存の老朽化したものも含めて、改めて計画的に設置、修理等してくる必要があると思いますが、町長のご見解を伺いたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。町長、端的に答えてください。

「小野寺議員」

大丈夫だ、時間。

「町長」

バス待合所の計画的な設置をというご質問でございますが、現在待合所が設置されていないバス停につきましては、設置場所の用地確保が課題となっておりますことは議員もご承知のことと思いますが、適当な町有地がないことのほか、建物が密集している、あるいは道路縁が崖地や法面となっているなど、設置のスペースがないなど、場所の確保自体が極めて困難でありますことから、計画的に全てのバス停留所に待合所を設置することは難しいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。たぶんそういう答弁だろうと思ったのですが。それでしたら、ちょっとお聞きします。角度を変えてお聞きします。

これまで、設置した部分があります。あの基本的に町のハードの部分は、地方自治法という公物といいますか行政財産です。普通、行政財産を特にそのハードのものを作る、設置する、運営する、維持管理する。基本的にきちっとした条例等も作りながら、根拠をきちっと持ちながら、そしてそれを、計画的に予算を付けて設置すると。当然それは、江差町全体の計画の中でやるっていうのは当たり前。先程の公園も同じですが。

それでお聞きします。このバスの待合所については、江差町ではどういう位置付けになっているのか。たまたま土地があった。たまたま土地を借りられた。そんな簡単なものじゃ私はないと思うのですが。つまり、バスの待合所っていうのは先程言いましたけれども、その地域に住んでいる方にとっては、どこでも切実な課題です。その点について、総合的なしつかりとした検討の上でそういう判断になったのか。この資料見ますと、古いものもありますし、最近でいうと、平成でいえば25年の設置、平成22年の設置。昔のことは言いません。最近の設置も含めてですね、あのしつかりとそこら辺の討議、検討もされてバスの待合所を作ったのか。

で、併せて、今町長の答弁ありました。土地が無いという部分。今これを見ますと、本当に全て大事といえば大事ですが、特に町場、そういう意味では町長のおっしゃった通り土地が無いからどうしても町場の場合、停留所がなかなか無いのかもしれない。逆に言いますと、その町場の停留所のところが一番利用の頻度が多い。近くにドラッグストアがある。商店がある。病院もある、なども含めればそこそしつかりと停留所の対策を取らなければならないと思うのです。先程言った土地の関係などなどは、どういうこの間対策を取ったのでしょうか。どういう折衝をしたのでしょうか。結果、だから出来ないという風なことがあったのでしょうか。教えて頂きたい。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

まず、バス停の町のその位置付けでございますけれども、普通財産ではないかと認識してございます。行政運営遂行上の財産ではないと認識してございますので、一応普通財産の位置付けになるのではと考えてございます。

それから、先程小野寺議員の方からもありましたけれども、物理的なスペース、そういった用地確保、町有地という部分もありますし、そうでないという部分もございます。それから、例えばスペース的な部分がありまして、あのバス停の傍に電柱や支柱があったり、立木があったり、それから例えばあの道路との接続になっている丁度そういうような辺りにありまして、それからやっぱりあの建物の目の前にあったりとか、そういった部分の意味でもそのスペースの確保が難しいってことでございますので、新たな増設は考えていかないということの答弁となっているものでございます。

それでその、協議とかってというのはこれまでしたことありませんけれども、それを移設、例えば移動したりしまして、そういった用地確保とかという部分も考えたところでございますけれども、移設とかになりますと、その警察の方で示しております、バス停留所の設置安全基準というのがございまして、そういった部分見ますと色々あの交差点や曲がり角、曲がりカーブのところから何メートル以上とかってという部分の縛りもありますので、なかなかこう簡単に用地が見つかるところまで移動するとか、そういった部分出来ないものですから、特に町中に限って言えば、色々なそういった支障がある。ハードルがあるっていうことで、なかなか設置が難しいところになっているものでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの全部は、一つ一つは聞きません。聞きませんが、例えば円山のドラッグストアのところ。道営住宅といいますか、のところ、まあすぐ傍にセブンイレブンもあるところとか、あれはなかなか今おっしゃった通り、カーブだとかですね、土地のことだとかあります。じゃあ例えば、あの道営住宅つまり道ですね、道との関係で、きちっと協議して、かくかくしかじかになったとか、もうこれ以上あんまり具体的なことは時間の関係上聞きませんが。というように、これ全てにおいてそういう対策、この間やったのですか。そのことだけ、ちょっと教えて欲しいのです。

それから、もう一つごめんなさい。あのこの間、公共交通政策といいますか、今まで多分、地域、まちづくり推進課だったのでしょうか。つまり、どうしても管財という観点で物事が論議されちゃう。財政課長、管財、財産管理、私はもっとそれよりですね、総合交通体系といいますか、高齢者も含めて、町の中に車を、バスを使うことによって、町中に出ていく。買い物もする。それによって体も健康になると、いう意味ではもっと総合的な対策で、このバスの停留所、ただ場所を確保するだけではね、私は進まない。もっともっと、それで道なり国なり、それから民間の方なり協力を得て、バス停を作ると。その位やらなかったら、進まない。私もこれは狭いなって見えています、課長、私も、見えていますよ。だけど、もう少しこっちの方で協力もらえないのかって、やったのですか。それから、やるべきだと思うのですよ、どうです。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

協議しているかどうかと言われますと、協議はした経過はございません。が、議員のおっしゃるその円山町のバス停でございますか。あそこはもうあの交差点といいますか、道路が接続される箇所です。それから、道営住宅の駐車場の出入り口でもあります。その前後、私も見てきたのですけれども、やはりその入口、道営住宅の入口であったり、その電柱があったり。

「小野寺議員」

もういいです。だから、道とそういうこと協議したのですかと聞いたんです。

「財政課長」

いや、あのそういうことはしておりません。

(議長)

はい、小野寺議員、今度三問目。四問目でない、三問目。

「小野寺議員」

はい。いずれにしてもね、そこちょっと真剣にやって欲しいのですよ、お願いしますね。

それから三点目、貧困もん、貧困対策。これは、今年の9月議会で小林議員取り上げておりますので、改めてその後ということでお聞きください。

それで、町長も9月議会で答弁されておりましたが、その後、北海道も国の法律に基づいて、子どもの貧困対策、一定の計画、方針出ました。あのなかなか具体化するっていうのは本当にちょっと大変な面あるかもしれませんが、いずれにしても、町内のその子どもの貧困状況、私は早急に調べる必要があると思うのです。改めて、9月、今年の小林議員の9月議会の質問を踏まえて、今の対応をお聞きしたいと思います。

それで、二つ目なのですが、国の一定の計画とか、道の計画見ても、なかなかこれから更に予算付けでどうなるのかって、見えないところも正直あります。しかし、だいたいあの方向性が見えましたが、江差としては国、道の見ながらどう考えているのか、お聞きしたいと。

最後ですけれども、これは子どもだけの問題ではないと思うのです。貧困問題、高齢者等も含めて、例えば生活保護受けないで年金が一カ月2万とか3万とか、それで病院にも行く、それで生活している高齢者も結構多いです。そういう状況の中で、私は江差町がそれは直接法律上何も求められていないということには、私はならない。まず、そういう方々の実態というのがどういう風に押さえていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の三問目、貧困対策、貧困問題の対策について、でございます。

平成26年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標、そして当面の重点施策を取りまとめた、子どもの貧困対策に関する大綱が、同年8月に策定されました。

今後、国から示される子どもの貧困対策への調査研究結果や、道において策定が進められている北海道子どもの貧困対策推進計画などの動向を注視しながら、子どもの貧困対策における実態把握のための手法について、可能かどうかも含めて検討して参りたいと思っております。

子どもの貧困に対する施策については、国の大綱で掲げている生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援や長期的な取り組みが必要な教育環境の充実が重要と考えられ、国や道との連携した対応が必要と考えております。

具体的には、今後、国や道において予算化される支援対策を踏まえ、遅滞なく実施できるよう配慮して参ります。

三点目なのですが、生活保護受給にあたっては申請主義をとっていることから議員ご指摘のとおり、生活保護を受けないで大変厳しい生活をしている方がいる可能性はあります。

町内に民生委員が配置されており、相談体制や地域の状況把握に努めております。加えて、役場窓口における一般生活相談や介護サービスなどを受ける際など、そのような状況にある方がいた場合については、今後も社会保障制度の説明や料金等の減免措置などを勧めて参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの今町長最後に言った部分ですが、あの民生委員等の方などの力を借りるっていうのは、私は十分あの異議あることだろうと思います。これはどこ、清水さんの顔見て。あの民生委員さん、なかなか私も何人も知っておりますが、なかなかあの必ずしも制度知っているわけでもない。やはり色々民生委員さんの年間で何回か会議あるのでしょうか。そう

いう中で今一度色々な制度、勉強会っていいですか、特に制度が変わった場合だとかですね、それも含めてやって頂きたいのですよ。その点ちょっとお聞きしたい。

それから、子どもの問題。これはある意味、教育問題、教育というか学校にも関係するので、ちょっとこちらの方顔見てしゃべります。

前回あの就学援助の話、小林さん、小林議員出しましたが。私、色々ありますが、やはり子どもの問題でいうと、一番江差町として何がやれるかといったら、取り急ぎ、就学援助の部分だろうと思うのです。それでちょっとお聞きしますが、江差町は就学援助、いわゆる国の基準、生活の基準のまあいくらということ各町でやっているのですが、私の調査で間違いなければ、前も出たのでしょうか。あの1. 1、国の生活の基準の更に1. 1、1割少し基準を上乘せして、それを基にあの就学援助を出しているのですが。ちょっと私の調べが間違いあれば言ってほしいのですが、全道的には1. 3、基準の3割位少しあのかさ上げして、それを基にして生活、就学援助を子どもたちに対象者に広げてやっているというのがあります。私は、この問題は江差町で何かやれるかといったら、例えば就学援助の枠を少しでも増やして、子どもたちの支援をすると。貧困が貧困を生むという状況にもうなっている。なかなかそこから抜け出せない。その部分で、江差町でやれといったらそれかなと思います。その点について、ちょっとお聞きしたいと思います。以上、2点。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

小野寺議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

あの民生委員の資質等についてはですね、あのそれなりの町内会とか色々な部分も含めましてですね、慎重にそういう形で民生委員の方は選任されておりますので、あのそれなりの人がやっております。そういう風に確信しております。

ただあの、研修体制等についてはですね、あの毎月、定例民協と言いまして、会議も開いてございますし、定期的にあの研修体制もとっております。あと、新しい制度とかそういう形になりますと、あの町はあの基本的にはあの市ではございませんので、あのそういう業務を直接的にあたることは出来ないんですけども、そういう関係の檜山振興局の社会福祉課も通じまして、連絡を密にしながら、制度説明もあの民生委員はしていることになっていきますので、そういう形の中で今後も進めていきたいと思っております。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

1. 1倍の部分でございます。町の就学援助費の支給要綱におきまして、準要保護者の収入基準については、世帯の総収入が生活基準により算出した需要額の1.1倍以下の世帯とするという風にしてございます。これまでの経過としましては、平成16年度までは、1.3倍としてございました。平成17年度で1.2倍、18年度で1.1倍、19年度から23年度までの4年間は1.0倍というような推移でございます。で、24年度からまた1.1倍に戻してございます。

これにつきましては、平成25年の8月に生活保護の基準が変更となっております。単価がその部分で下がったためにですね、江差町としては、その下がった単価を使わずに25年の4月の部分の下がらない、下がる前の単価を使って1.1倍という風に積算をしてございます。自治体によってはその25年の8月で下がった単価を使ってですね、1.2倍、1.3倍としている自治体もあるようでございます。前の単価を使っているか、後の単価を使って倍率を高くしているか、という部分はそれぞれの自治体の考え方でやっているということでございます。

ちなみに、近隣町の状況ですが、乙部町と今金町が1.0倍、上ノ国町がうちと同じ1.1倍、厚沢部町が下がった部分の単価を使って1.2倍というような状況となっております。まああの江差町が決して低い倍率を使っているという風には思っておりませんが、今後、色々大幅な積算単価の見直しだとか、そういうものがございましたら、十分協議、検討していきたいという風には考えてございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの課長、奥尻1.3ですよ、たぶん。きつとね。そうですか。いずれにしても、今の課長の趣旨はあの極力、下がった部分を今過去何年か是正してきている部分あると。しかしその経過の中では、生活保護の単価そのものの問題ありますよ、と、いうことでした。いずれにしても、可能な部分は是正という、つまり実質的に、その計算式、分母がどうなるか、掛け率がどうなるかともかく、実質的にという意味では、一定の改善も検討していきたいという風に受け止めて宜しいんでしょうか。

「学校教育課長」

実際ですね、申請上がっている世帯の状況、去年あたり見てみますと、今江差町が1.1倍なので、それでギリギリでオーバーして認定にならなかったというような世帯って

うのはほとんどいないという状況です。それを1.2倍、今のところ1.2倍にしたからといって、それが救われるっていう部分は特に今の申請の状況ではございませんが、いずれはですね、そういう部分も多くなってくると思いますから、今後十分検討していきたいという風に考えてございます。

「小野寺議員」

了解。はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。最後、3点目。

ちょっと時間の関係上少し端折りますが。今回、直接的には農業の新規就農の問題で、出てこないかもしれませんが。この問題は、江差町の農業政策をしっかりと検証して、その上で、まち・ひと・しごと総合戦略の新規就農5人、それから新規漁業従事者5人を進めることが必要だと、そういう意味で今回最後のこの質問を出しております。

江差町のこの間やってきた、詳しくは述べませんが、あの鹹川の新規就農については、しっかりとしたあの総括が私は必要だと思うのですよ。その総括をしないで、新規就農をまた5人だとか、新規漁業従事者5人だとか言っても、私それは空絵事になってしまうと思うのです。そういう意味で、しっかりとした計画を作らなかつたら、また数字倒れ、計画倒れになると思います。その点で、今まだ何年間スパンできっと答弁されるのかもしれませんが、いずれにしてもどう進めるのか。

それから、この新規を進める上において、色々考えなきゃなんないようなことがあるのかもしれませんが、私はその一つがしっかりとした営農指導なり、技術指導なり、専門的な立場でフォローしていく。これが決定的に私は必要だろうと思うのです。先程のあの質問の中でもちょっと色々出ておりましたが、その点、私は改めて町としてそういう専門の指導員をしっかりと採用した上で、その新規就農、新規漁業従事者をフォローしてくと、そういう体制を作らなかつたら、私は駄目じゃないのかなと思います。その点について、お聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」。

「町長」

農業、漁業の振興について、でございます。

江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴う重要業績評価指数、いわゆるKPIの設定と具体的な施策内容に関するご質問ですが、KPIにつきましては、総合戦略を推進する上で、客観的な指標として設定されるものであることは議員も承知していることと存じます。

そのなかで、農業、漁業への就業者数の設定に結びつく、具体的な施策について明記されていないとのご指摘でございますが、地域資源の生産力の強化や経営安定化対策、ブランドづくりを柱として、各種の施策を切れ目なく講じることにより、農業や漁業の体質強化と経営基盤の安定化を図り、魅力のある、或いは稼げる農業・漁業に転換することによって、家業の跡を継ぐ者や、新たにチャレンジする方が現れるのではないかと期待するものであります。

なお、総合戦略につきましては、毎年、KPIの達成度をもとに、施策の検証及び改善を行うこととされており、PDCAサイクルの確立のもと、実効性のある施策の実施に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

次に、農業や漁業に就業する方への技術指導等に関するご質問ですが、町内には檜山農業改良普及センターや、檜山南部地区水産技術普及指導所などの機関があることから、技術的な指導等については、これらの関係機関に担って頂くこととしており、町単独、町独自の専門職の採用につきましては、今のところ考えておりませんので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

最後の方は、とりあえずちょっと時間が無いのでやめましょう。

あの、総合戦略で、これからどういう風に持っていくかによるのですが。いずれにしてもこの目標を、掲げた目標を具体的にやってくとすれば、一定の、一定の期間で、つまり2年3年で何かの事業でこういう風にした、では私はきっと終わらない。たぶん、継続的な支援策、先程の町長の答弁ですと、そういう技術的な指導も道などの力も借りる、それは一つの方法かもしれません。今もやっています。いずれにしても、一定の中長期的な生活支援、技術支援、そういうことをやらなかったら、まちづくり、まち・ひと・しごと総合戦略の期間が終わったから、それでもう終わりですよ、ということにはならないと思うのです。その点、しっかりと町としてやってくということを考えがなければそもそもこの計画には挙げる必要、挙げるべきではない、と私は思うんですが、どう考えていらっしゃ

いますか。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

一次産業の支援の関係のご質問で、総合戦略に絡んでの質問ですので、私の方から答弁致します。

議員ご指摘のとおり、この一般質問の中でも3名の議員の方々から、一次産業の振興策について問われております。私共も足腰の強い一次産業をしっかりと作るということが今回、総合戦略の柱の一つになっております。その中で、例えば、農地の流動化対策を進める、或いは塚本議員の質問にもありました、振興作物、これ決定打になるものがあるのかどうか、或いは今あるものを伸ばすのか、そういった議論も、これから進めていかなければなりません。あの決して4年間にこだわった、あの戦略ではないということをもまずご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、ちょっと最後にしますが、あのこの間、江差町の農業にしても漁業にしても、色々なきつと反省点があったと思うのです。また、あります。そこをしっかりと、検証した上で、検証した上で、この計画を作っていくと。今課長おっしゃったことが、江差町全体の計画の中に、そして江差町のそれぞれの係の中にきちっと位置付けられると。そういう風にしていかなかったら、また計画が終わったら、担当が変わったら、課長が変わったら、終わり。そういうことがこの間繰り返しておりますよね。それを絶対しないように、私は進めて欲しいと思いますが。何かコメントあれば。

(議長)

はい、まちづくり推進課長、「副町長」。

「副町長」

まずあのこの新規就農或いはあの新規漁業従事者の数、これは目標数値では当然ございますけども。わかりやすくいうと、全て新しい人っていう捉え方もあるのですけれども、今お父さんがやっているものを息子が継ぐ、こういったことでも新規就農であり、新規漁業の従事者。そのためには、それぞれの家庭の漁業者の農家の所得を向上させて、農業でも食っていけるのだからってことが出来る体制を作ることが、後継者育成にもなる、これが一つです。

それから、後段言っている部分踏まえて、敢えて言いますと、今、これまで取り組んできた部分については、現在検証をしてございます。そういったものについては、改めてまた議会の方にもご報告申し上げながら、あの取り進め方、別途やっていきたいとこのように思っていますので宜しく申し上げます、はい。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

以上、以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。